

事務連絡  
令和4年3月4日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の  
全部を変更する公示等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和4年3月6日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第3項に基づき、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年3月21日まで延長する公示が行われました。

また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

- (別紙1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の  
全部を変更する公示
- (別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画第2担当 高橋・徳永・武田・岡田・鈴木・矢部・寺井・西中

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.singatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp